

「適正なガス取引についての指針（改定案）」の修正

成 案	原 案
<p>第二部 適正なガス取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) 消費機器調査等</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>ガス小売事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当に他のガス小売事業者による消費機器調査等の保安業務の委託を妨げ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、拘束条件付取引等）。</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>自己の消費機器調査等の保安業務を受託する事業者に対して、他のガス小売事業者から消費機器調査等の保安業務を受託する場合に一定の地域を割り当て、地域外において実施する当該業務の受託を制限すること。</u></p> <p>II 卸売分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① 卸供給の制限</p> <p>ガス小売事業者が特定の卸売事業者からガスの卸供給を受ける以外に小売供給に必要なガスを調達することが事実上困難な場合において、当該卸売事業者が、<u>単独で、不当に、ガスの卸供給を拒絶し、卸供給量を制限し又は卸供給料金を高く設定することにより自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせる行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。</u></p>	<p>第二部 適正なガス取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) 消費機器調査等</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>ガス小売事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当に他のガス小売事業者による消費機器調査等の保安業務の委託を妨げ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、拘束条件付取引等）。</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>自己の消費機器調査等の保安業務を受託している事業者に対して、他のガス小売事業者から受託する消費機器調査等の保安業務の実施地域を制限することにより、他のガス小売事業者が他の地域において実施する当該業務を受託できなくさせること。</u></p> <p>II 卸売分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① 卸供給の制限</p> <p>ガス小売事業者が特定の卸売事業者からガスの卸供給を受ける以外に小売供給に必要なガスを調達することが事実上困難な場合において、当該卸売事業者が、<u>不当に、ガスの卸供給を拒絶し、卸供給量を制限し又は卸供給料金を高く設定することにより自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせる行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。</u></p>

成 案	原 案
<p>Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) その他製造委託等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて(数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。)、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>	<p>Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) その他製造委託等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて(数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。)、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p>